

令和元年度（2019）

要 覧



日野市立教育センター

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| I | 教育センターの概要 | 1 |
| 1 | 設置目的 | 1 |
| 2 | 施設 | 1 |
| 3 | 沿革（見出し） | 1 |
| II | 運営組織 | 2 |
| 1 | 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置 | 2 |
| 2 | 日野市立教育センターの組織 | 2 |
| 3 | 運営審議会 | 3 |
| 4 | 教育センターの部・係（担当） | 4 |
| III | 事業計画 | 5 |
| 1 | 調査研究部 | 5 |
| 2 | 研修部 | 7 |
| 3 | 相談部 | 8 |
| IV | 教育センターの沿革（詳細） | 11 |
| V | 設置条例・施行規則等 | 15 |
| 1 | 日野市立教育センター設置条例 | 15 |
| 2 | 日野市立教育センター設置条例施行規則 | 16 |
| 3 | 日野市わかば教室設置要綱 | 17 |
| VI | 教育センター案内図 | 20 |

I 教育センターの概要

1 設置目的

日野市立教育センターは、学校教育はじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究及び教育関係者の研修を進め、また教育相談及びわかば教室の運営等を通じて、教育に関する課題や市民のニーズに応えるとともに、新たな教育施策に活かし得るシンクタンクとしての役割を持ち、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関として位置する。

教育センターは、次の事業を行う。

- ・ 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- ・ 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- ・ 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- ・ 長期間の欠席状況にある児童・生徒に対する相談・援助に関すること。
- ・ 教育の資料及び情報の整理、保存及び活用に関すること。
- ・ 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

2 施設

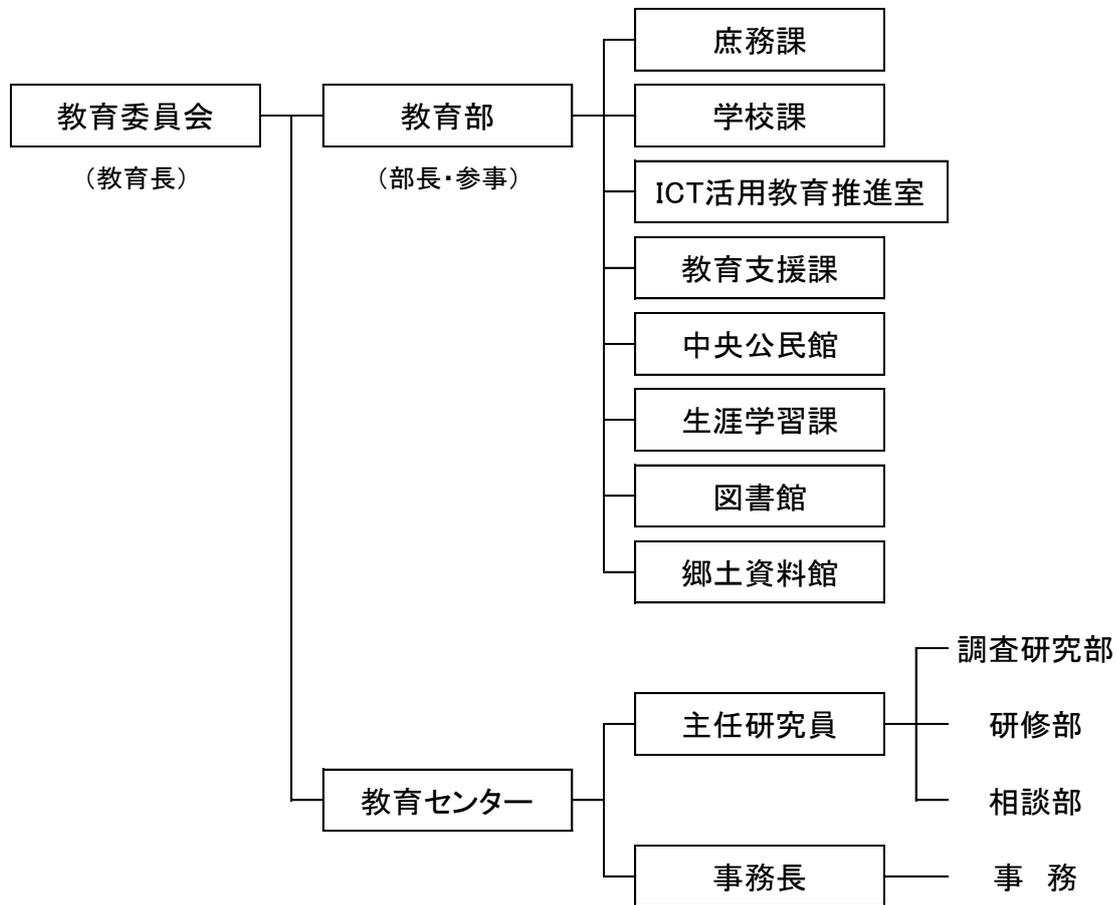
| 施設名 | 所在地 | 開設年月日 | 部屋名と数 |
|------------|-------------|---|--|
| 日野市立教育センター | 日野市程久保550番地 | 平成16年4月1日 日野市立教職員研究室を中心に教育相談室及び健全育成・適応指導「わかば教室」を統合・拡充し、それに新規事業も加えて設置 | 所長室・応接室1、所員室2、講堂1、会議室1、相談室2、プレイルーム3、学習室4、待合室1、教材室1、パソコン室1、理科実験室1、理科実験準備室1、図書資料室1、倉庫1、事務室1、印刷室1、その他 |

平成31年4月1日現在

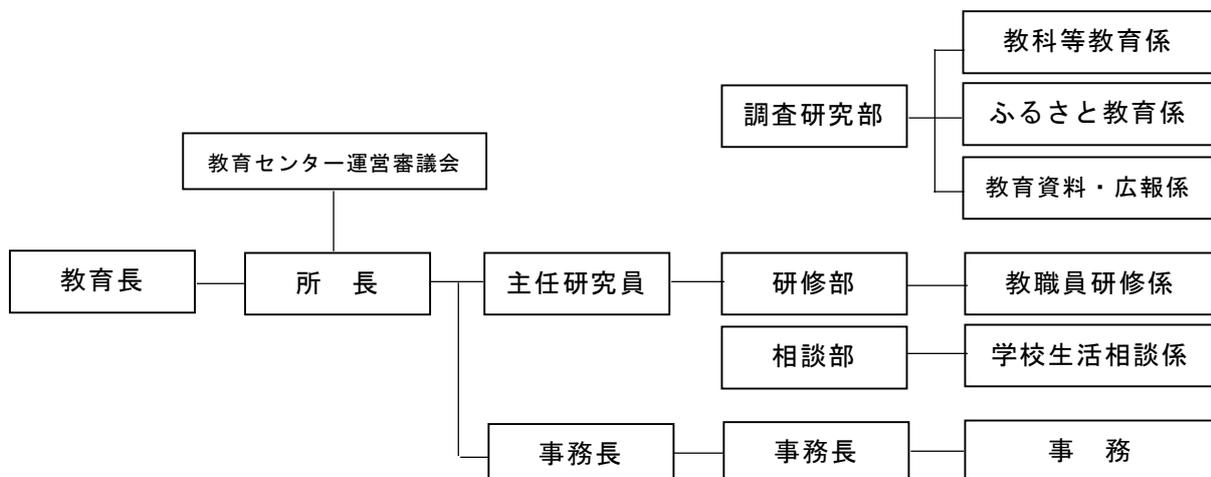
3 沿革（詳細は11ページ～14ページに記載）

II 運営組織

1 日野市教育委員会事務局の組織と教育センターの位置



2 日野市立教育センターの組織



3 運営審議会

(1) 運営審議会 設置の趣旨と審議事項

日野市立教育センターの効果的な運営を図るために設置され、次の事項についての諮問に応じて審議する。

- 1 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育とその連携に関する事。
- 2 教育における専門的、技術的事項の研究及び普及に関する事。
- 3 学校教育及び社会教育関係者の研修に関する事。
- 4 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関する事。
- 5 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関する事。
- 6 前各号に掲げるもののほか必要な事。

運営審議会は運営審議会委員長の招集によって、年2回開催される。

(2) 令和元年度 運営審議会委員

教育センターの事業及び運営について必要な事項を審議する。委員は、教育委員会が委嘱する。学校教育関係者、社会教育関係者、教育行政機関関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者をもって充てる。

(日野市立教育センター設置条例第8～13条)

<学識経験者>

| | |
|-------|------------------|
| 鯨井俊彦 | 明星大学名誉教授 |
| 吉野美智子 | 人権擁護委員(元百草台小学校長) |

<社会教育関係者>

| | |
|------|------------------|
| 能瀬廉英 | 元社会教育委員(社会教育関係者) |
|------|------------------|

<学校教育関係者>

| | |
|------|---------------------------|
| 小宮広子 | 日野市立幼稚園長会代表(日野市立第二幼稚園長) |
| 山口早苗 | 日野市立小学校長会代表(日野市立日野第三小学校長) |
| 宮原延郎 | 日野市立中学校長会代表(日野市立日野第三中学校長) |

<教育行政関係者>

| | |
|------|-----------------------|
| 谷川拓也 | 日野市教育委員会教育部参事(教育指導担当) |
| 金子龍一 | 日野市教育委員会教育部参事(生涯学習担当) |

4 令和元年度 教育センターの部・係〈担当者〉

| | | |
|---------------------------------|---------------|----------|
| 所 長 | | 正 留 久 巳 |
| 主任研究員 教育部参事 | | 谷 川 拓 也 |
| 教育センター担当指導主事 | | 上国料 一 志 |
| 事 務 長 | | 菅 野 雅 巳 |
| 調査研究部 | ◆印（主任） | ○印（係主担当） |
| ●教科等教育係 | | |
| 理科教育推進研究 | 理科教育コーディネーター | ◆岩 井 徳 二 |
| 〃 | | 千 葉 正 |
| ●ふるさと教育係 | | |
| 郷土教育推進研究 | 郷土教育コーディネーター | ○清 野 利 明 |
| 〃 | | 中 村 康 成 |
| ●教育資料・広報係 | | 正 留 久 巳 |
| 〃 | | 千 葉 正 |
| 〃 | | 岡 部 秀 敏 |
| 〃 | | 菅 野 雅 巳 |
| 研修部 | | |
| ●教職員研修係 | | ◆千 葉 正 |
| 〃 | | ○岡 部 秀 敏 |
| 〃 | | ○中 村 康 成 |
| ※若手教員育成研修（特に夏季研修）は、センター所員全員で行う。 | | |
| 相 談 部 | | |
| ●学校生活相談係 | わかば教室（教室運営） | ◆須 藤 昭 人 |
| 〃 | 〃 〃 | ○井 口 進 |
| 〃 | 〃（指導員） | 藤 原 千 恵 |
| 〃 | 〃（指導員） | 橋 本 友 美 |
| 〃 | 〃（指導員） | 佐 藤 かおり |
| 〃 | 〃（指導員） | 田 中 優 香 |
| 〃 | 〃（指導員） | 市 川 絵 梨 |
| 〃 | わかば教室カウンセラー | 加 藤 枝利子 |
| 〃 | 〃 | 梅 崎 宏 樹 |
| 〃 | 〃 | 清 水 一 広 |
| 〃 | 登校支援コーディネーター | ○吉 村 正 久 |
| 〃 | 登校支援員（eラーニング） | ○塚 崎 昌 代 |
| 〃 | 〃 | |
| 事 務 部 | | |
| ●事務職員 | | 宮 澤 功 一 |
| 〃 | | 田 代 聡 子 |
| 用務員 | | 守 屋 敦 |

Ⅲ 事業計画

令和元年度教育センターの事業・活動については、学習指導要領や日野市総合教育大綱、第3次学校教育基本構想に基づく日野市の新たな教育課題に基づき、教育センターの役割及びこれまでの活動の成果を踏まえて、日野市の教育の振興や教育へのニーズに応えるより充実したものとする。

1 調査研究部

調査研究部では、日野市の当面する教育課題である「理科教育推進の研究」「郷土教育推進の研究」を行っています。以下、年間計画のあらましをお知らせします。

(1) 理科教育推進の研究（理科教育推進研究委員会）

教科等教育係

ひのっ子が主体となる理科授業を目指して

日々の授業が「ひのっ子が主体となる理科授業」となるために、まず先生方を支えよう、理科の授業力向上のための支援をしようと考え、その具体的な手立てを実践研究しています。

ア 研究の手立て

① 教員・学校の理科授業への支援

- ・日野の自然の教材化

地層の学習教材である「日野の大地のはなし」の作成

- ・教材の配布：キャベツの苗、メダカの卵を

市内の幼稚園・小学校・中学校に配布

- ・教材の貸し出し：アクリルパイプ、実験用てこ、電源装置、電磁石等
- ・理科室の整備・充実への助言：希望に応じて協力の予定
- ・理科観察実験アシスタント事業

全小学校で実施予定：理科授業の準備、片付け等へのアシスタント配置。

② 教員の理科実技研修への協力

- ・理科ワークショップへの支援：年間9回を予定

実施の周知、参加申し込み、理科授業へのアイデアの提供

- ・夏季研修会への協力

③ 協力団体との調整（内容・時期）

- ・日本電子、東京工業高等専門学校、首都大学東京



浅川・多摩川合流付近から
浅川北側の段丘面を望む
(国土地理院地図より)



キャベツの苗



理科ワークショップ



メダカの産卵床作り

専門性を生かした授業を実施し、理科に関する児童生徒の興味関心を醸成

イ 組織・運営

- 「理科教育推進研究委員会」を組織し、上記研究に取り組む。
- 小学校・中学校校長会代表者を委員長・副委員長とし、計 18 名の委員により構成する。
- 年間 3 回の委員会を開催し、研究を推進する。

(2) 郷土教育推進研究

ふるさと教育係

郷土への愛着をもち、自己の生き方を見つめる児童の育成

～七生冊子の活用を通して～

ふるさと日野に誇りと愛情をもち、郷土の一員としての自覚と、積極的に社会に参画しようとする態度を身に付けた児童・生徒の育成を目指します。そのために、平成 30 年度に作成した『歩こう 調べよう ふるさと七生』を活用した効果的な指導方法を追究し、得られた情報を市内各校に向けて提供します。

目指す児童・生徒像

- 郷土に関する歴史上の人物、事物、出来事、伝統や文化、産業、人々の暮らし等を知り、ふるさとに対する愛着と感謝の心を高めている。
- 主体的に問題発見や問題解決に取り組み、仲間と協働して探求的に活動をしている。
- 学びを通じて、地域社会の一員としての自覚をもち、自らの生き方を考えている。

(ア) 研究の手立て

① 児童・生徒が主役の授業の研究・開発

- ・ 『歩こう 調べよう ふるさと七生』を教材にした授業づくりに取り組み、児童・生徒が自ら学習問題を発見し、解決方法を考えて実践し、仲間と話し合っって学びを深め、分かったことや考えたことを表現するような探究的学習活動を、実践的に追究します。
- ・ 単元指導計画や学習指導過程及び学習の成果物など、授業実践によって得られた情報を収集し、市内の教員が共有できるようなデータを電子書庫に保存します。



資料を見て班で考える

② ゲストティーチャーの派遣

- ・ 児童・生徒の学習を支援するために、学習に活用できる人材一覧を作成・提供したり、現場からの要請に応じてゲストティーチャーを派遣したりします。

③ 地域を教材化した授業づくりの支援

- ・ フィールドワーク研修会を企画・実施して、教員が郷土に対する認識を深め、地域を教材にした授業づくりの手法を理解し、郷土教育の良さや楽しさを感じる機会にします。
- ・ 地域住民の話を記録したり、地域の歴史的な情報を収集したりして、学習に活用できるようにします。



30年度夏季研修会 高幡不動

(イ) 組織・運営

- ・ 「郷土教育推進研究委員会」を組織し、上記研究に取り組みます。
- ・ 委員会の構成は、委員長（小学校長会代表者1）、副委員長（小学校副校長会代表者1）、委員（幼稚園教員1、小学校教員17、郷土資料館学芸員1、新選組のふるさと歴史館学芸員1、市立図書館司書1）、顧問（学識経験者3、中学校長会代表者1）、指導主事1、事務局（郷土教育コーディネーター1、教育センター所員1）とします。
- ・ 年間9回の委員会を開催します。そのうち、7月24日（水）の委員会は、日野市教育委員会主催の夏季教員研修会との共催で、フィールドワーク研修会を行います。

(3) 教育資料の収集と広報活動

教育資料・広報係

① 教育用図書・資料等の収集・整理・提供活動

教育用図書の選定・購入・整理、紹介・提供、DVDなどAV資料の選定・購入・編集、紹介・提供、研究資料の収集・整理、紹介・提供、所蔵資料の整理方法及び提供方法の検討、所蔵資料の利用促進のためのIT化の推進と学校図書館・市立図書館との連携

② 広報・普及活動

教育センター紀要、要覧の編集・発行

教育センター所報「教育センターだより」の編集・発行

教育センターWebサイトの運営

2 研修部

(1) 教職員研修係

研修部では、日野市教育委員会学校課が計画した研修事業を支援する業務を行っている。

① 若手教員育成研修

担当所員3名が若手教員1年次49名、2年次31名の指導にあたる。1年次若手教員育成研修では、所員が1年次若手教員の所属する学校を訪問し、授業観察を年3回行う。授業観察、そして、その後に支援・助言を行うという方法で進めている。2年次の若手教員育成研修は、年1回、学校を訪問し、前年度の研修の成果と課題を踏まえ、より実践的な指導力をつけていくためのアドバイスをしていく予定である。研修センター作成の授業観察のためのガイドラインに基づき担当所員は、指導・助言を通し、若手教員が気軽に声をかけられるような関係を作り、若手教員の悩みにも応えられるように努めていきたいと考えている。

夏季には2年次・3年次の若手教員対象の研修が午前と午後に分かれ半日単位で実施される。研修会では、若手教員はグループに分かれ、2年次教員は授業レフレクションで、実践した指導事例をもとに授業展開の方法や教材教具の工夫、改善すべき課題等についてグループ協議を行う。3年次教員は保護者との適切な対応について、ロールプレイの手法で用いて実践的な対応の仕方を学んでいく。担当所員は、発表事例の授業や児童・生徒理解、保護者対応等について指導・助言を行う。

② 教育委員会が主催する研修への支援

教育委員会が主催する研修会で、主に教育センターで行われる研修会の受付会場準備等の支援を行う予定である。夏季休業中に実施予定の夏季教員研修、課題別研修会の申し込み集計、当日の受付、会場準備及び表示などの支援業務も教育センター研修部が行う予定である。

3 相談部

日野市立教育センターの相談部の事業は、日野市立教育センター設置条例4条第4号の「不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。」に基づき学校生活相談係「わかば教室」として活動している。

(1) 学校生活相談係

① 目的・内容

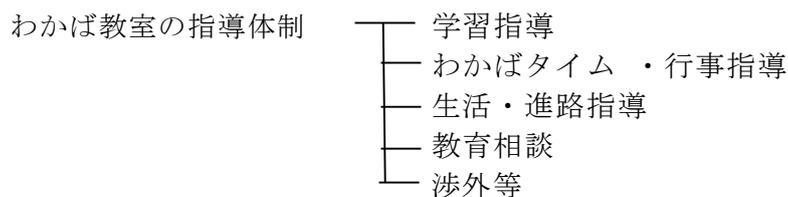
さまざまな要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒の社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校の相談や支援を行う。

★ 具体的な内容

- ア 相談活動（学校生活上の問題、学校への登校に関すること）
- イ わかば教室に通室している児童・生徒への指導・支援
- ウ 学校・家庭・地域・他の関係機関等との連携

② 運営方法

- 目標と計画の下に教育支援、相談活動を行う。



★ わかば教室の主な年間行事計画

遠足、水墨画教室、誕生日会、スポーツ大会、収穫祭（調理実習）、夏季補習、奉仕活動（老人ホーム訪問）、お茶会、社会見学、図書館訪問、音楽鑑賞教室、学習発表会、新年を祝う会（書初、カルタ）卒業・進級を祝う会、美術表現活動等

（わかば教室への連絡先 TEL 042-592-0863（直通）・Fax 042-592-1148（教育センター共有）

ア わかば教室連絡会、活動（授業）参観を学期に1回行う。

（1学期：全体会と個別会、2・3学期：個別会）

イ 通室児童・生徒の活動状況報告を毎月行う。（翌月上旬）

ウ わかば通信を月1回発行する。

エ 活動（授業）参観、保護者会、保護者面談を年4回行う。

オ 市立小・中学校の訪問を年1回以上行う。

カ 発達・教育支援センターや子ども家庭支援センターなど他の関係機関と連携を図る。

③ わかば教室の担当

- 所員（SST…ソーシャル・スキル・トレーニング WT…わかばタイム）
 - 須藤 昭人 主任 教室運営、渉外、生活・進路指導
 - 井口 進 教室運営、生活・進路指導、小・算数、WT栽培
 - 塚崎 昌代 eラーニング指導、登校支援、中・英語、中 SST
- 指導員（SST…ソーシャル・スキル・トレーニング WT…わかばタイム）
 - 藤原 千恵 小中・総合活動、小・国語、WT(作文)、小 SST
 - 田中 優香 小・社会、中・国語、中・数学、WTスポーツ、中 SST
 - 橋本 友美 小中・理科、中・社会、WT図工美術、中 SST
 - 佐藤 かおり 小中・英語、中・社会、中・数学、WT音楽、小 SST
 - 市川 絵梨 小中・社会、中・総合活動、WTスポーツ、中 SST
- カウンセラー
 - 清水 一広（月・木）、梅崎 宏樹（火・水）、加藤 枝利子（金）
…教育相談・定期面接、初回面談、SST
- その他
 - 学生ボランティア（大学生・大学院生）

（2）欠席状況にある児童・生徒への学習支援（eラーニング）の実施

欠席状況にある児童・生徒対策の観点から、eラーニングを活用して学習支援の充実を図る。欠席状況にある児童・生徒の学習支援のため、eラーニングをICT活用教育推進室と協力して実施する。（活動場所は主として教育センターパソコン室及びわかば教室がeラーニング学習室となる）

① 「わかば教室」に通室している児童・生徒のための学習支援（eラーニング）

- 目的
 - わかば教室に通室している児童・生徒に対して、わかば教室学習活動時間を利用し、児童生徒の学習支援や学校への登校の援助を図る。
- 内容・方法
 - ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、わかば教室学習活動時間に行う。（活動場所は主として教育センターパソコン室）
学習は、わかば教室時間割内に設定し実施する。
固定時間割 火：学習タイム1→小学生 学習タイム2→中学生
木：学習タイム1→小学生 学習タイム2→中学生
 - イ 児童・生徒は、eラーニングを活用して、個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味関心を高め、学習への不安をなくしていく。
 - ウ eラーニングで学習する児童・生徒に対し、登校支援員及びeラーニング担当スタッフが学習支援を行う。

② 「わかば教室」を希望しているが、通室できない児童・生徒のための学習支援（eラーニング）

- 目的
 - さまざまな理由からわかば教室にも通室できず、長期間の欠席状況にある、またはそのような傾向にある児童・生徒に対して、居場所（わかば教室eラーニング学習室）で学習できる機会を設定し、児童・生徒の学習支援や学校への登校の支援を図る。
- 内容・方法
 - ア 一人一人の児童・生徒に応じた学習活動を支援するために、主に水曜日（わかば教室下校時刻後：午後2時～4時）を活動時間とする。

活動場所は、主に eラーニング学習室やパソコン室などとする。

イ 児童・生徒は、eラーニングで個に応じた学習に取り組み、学習に対する興味・関心を高め、学習への不安をなくしていく。

ウ eラーニングで学習する児童・生徒に対し、登校支援員及び支援担当スタッフ等が必要に応じて家庭と連絡を取り学習や問題解決への支援を行う。

(3) 登校支援コーディネーター

長期間の欠席状況の解決を目指す日野サンライズプロジェクト（日野市教育委員会基本方針2に位置づけ）の主旨を踏まえ、小・中学校やわかば教室、日野市発達・教育支援センター〈エール〉、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を図りながら、教員、管理職経験を生かして、長期間の欠席状況にある児童・生徒の学校への復帰や改善につながる支援を行う。

【主な活動】

- ・各学校から毎月報告される出席状況調査の集約・分析を行う。
- ・出席状況調査に記述されている内容を見ながら、必要に応じて対応策についてアドバイス等を行うとともに、学校からの要請を受けてケース会議に出席し、助言等の支援を行う。
- ・出席状況調査の集約・分析を通して不登校の状況を把握し、関係機関に情報の提供を行う。
- ・出席状況調査の集約・分析結果を基に、初任者研修会や定例の生活指導主任研修会で不登校の状況に関する情報提供を行い、対応策について助言する。
- ・子ども家庭支援センター地域別関係者会議やスクールカウンセラー連絡会等に参加し、情報提供を通して長期間の欠席状況対応への理解と協力・連携を求める。
- ・わかば教室と連携・協力して長期間の欠席状況にある児童及び生徒の学校復帰に向けた状況を把握する。
- ・わかば教室職員と共に市内小中学校の学校訪問を行い、長期間の欠席状況にある児童及び生徒の環境状況等を具体的に把握し、在籍校を中心とした連携・協力関係の構築を支援する。
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）との連絡を密にし、長期間の欠席状況にある児童及び生徒の対応に関する情報を共有する。

【その他】

必要に応じて長期間の欠席状況にある児童及び生徒の支援につながることを行う。（その年度の状況に応じて、わかば教室の進学生徒の進路面接練習支援実施）

IV 教育センターの沿革

沿革（詳細）

- 昭和 61 年 4 月 1 日 「日野市教職員研究資料室」設立（潤徳小学校校舎）教育相談室を資料室へ移転。初代室長 黒沢保雄、顧問 重松鷹泰
- 昭和 61 年 4 月 30 日 日野市教職員研究資料室設置規則を制定する。
- 昭和 63 年 4 月 1 日 日野市健全育成室を設立（市立日野第二中学校内）する。
初代室長 山本 保
- 平成 5 年 9 月 7 日 日野市議会定例会議案第 70 号「日野市立教職員研究室設置についてが「同設置条例施行規則」を参考資料として上程可決される。
- 平成 6 年 4 月 1 日 「日野市立教職員研究室」が設置される。
初代室長 園田 匠、次長（課長補佐職）高橋喜代子
- 平成 6 年 8 月 2 日 日野市立教職員研究室室長 園田 匠が退職し、8 月 3 日付で日野市教育委員会教育長に任命される。
- 平成 6 年 10 月 13 日 日野市立教職員研究室長に清水七郎が任命される。
- 平成 7 年 5 月 9 日 平成 7 年度第 1 回運営審議会を開催する。ー以下省略ー
- 平成 10 年 4 月 21 日 ひのっ子教育 21 研究会第 1 回総会（平成 15 年度まで）を行う。
- 平成 10 年 5 月 1 日 教職員研究室事務長に伊藤峯夫（市民課長より）が着任する。
- 平成 10 年 5 月 19 日 平成 10 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授以下平成 15 年度まで審議会及び委員長。）を開催する。
- 平成 11 年 2 月 25 日 第 1 回ひのっ子教育 21 研究会研究発表（以下平成 17 年度まで）を行う。
- 平成 11 年 3 月 31 日 平成 10 年度市立教職員研究室紀要第 11 集（以下 15 集まで）を発刊する。
- 平成 12 年 4 月 1 日 教職員研究室事務長を野崎芳昭（学校教育部参事兼指導室長）が兼任する。
- 平成 12 年 4 月 1 日 日野市適応指導教室「わかば教室」が日野市日野 1369-27 東町まちづくり事務所内に開設される。
- 平成 14 年 3 月 31 日 日野市立教職員研究室長 清水七郎退職する。
- 平成 14 年 4 月 1 日 長谷川一彦（学校教育部参事兼指導室長事務取扱）が教職員研究室長事務取扱・事務長事務取扱に就任する。
- 平成 15 年 1 月 1 日 日野市立教職員研究室長に篠原昭雄が任命される。
- 平成 15 年 3 月 7 日 日野市教育センター在り方検討委員会（委員長 篠原昭雄）が教育委員会に設置され、第 1 回会議が開かれる。
- 平成 15 年 9 月 2 日 教育センター在り方検討委員会が検討結果を加島俊雄教育長に報告する。
- 平成 15 年 12 月 18 日 日野市議会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例（平成 5 年条例第 22 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例」（平成 15 年条例第 26 号）が可決成立し、平成 16 年 4 月 1 日開設が決まる。
- 平成 16 年 1 月 9 日 教職員研究室が潤徳小学校から旧高幡台小学校跡に移転する
- 平成 16 年 3 月 27 日 日野市教育委員会定例会において、日野市立教職員研究室設置条例施行規則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する「日野市立教育センター設置条例施行規則」が可決成立する。
- 平成 16 年 4 月 1 日 「日野市立教育センター」が設置される。
初代所長 篠原昭雄 主任研究員 長谷川 一彦（教育部参事）兼任
事務長 山田 芳男（健康課長より）
- 平成 16 年 4 月 9 日 教育センター講堂にて開所式を行う。
- 平成 16 年 5 月 19 日 平成 16 年度第 1 回教育センター運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業及び運営について審議する。
- 平成 17 年 2 月 28 日 平成 16 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。

平成 17 年 3 月 1 日 平成 16 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 17 年 3 月 31 日 平成 16 年度『教育センター紀要第 1 集』及び『教育センター相談部研究紀要第 1 号』を発行する。

平成 17 年 4 月 1 日 主任研究員を田口康之（教育部参事）が兼任する。

平成 17 年 4 月 27 日 教育センター講堂にて、平成 17 年度ひのっ子教育研究員会総会を行う。

平成 17 年 5 月 17 日 平成 17 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。

平成 18 年 2 月 23 日 平成 17 年度ひのっ子教育 21 研究委員会の最後の授業・発表会を行う。

平成 18 年 2 月 28 日 平成 17 年度五つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で開催する。

平成 18 年 3 月 2 日 平成 17 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 18 年 3 月 31 日 平成 17 年度『教育センター紀要第 2 集』『教育センター相談部研究紀要第 2 号』及び『「郷土日野」指導事例第 1 集』を発行する。

平成 18 年 4 月 1 日 事務長 山田芳男が定年退職し、半田実（健康福祉部主幹）が就任する。

平成 18 年 4 月 28 日 ひのっ子教育 21 研究員会が、ひのっ子教育 21 開発委員会に改組（教育センターは庶務及び指導を担当）され、第 1 回総会を教育センターで行う。

平成 18 年 5 月 23 日 平成 18 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し、事業計画及びその審議を行う。

平成 19 年 2 月 23 日 第 1 回ひのっ子教育 21 開発委員会発表を日野第四小学校で行う。

平成 19 年 2 月 27 日 平成 18 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

平成 19 年 3 月 1 日 平成 18 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 19 年 3 月 31 日 平成 18 年度『教育センター紀要第 3 集』『教育センター相談部研究紀要第 3 号』及び『「郷土日野」指導事例第 2 集』を発行する。

平成 19 年 5 月 24 日 平成 19 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。

平成 20 年 2 月 26 日 平成 19 年度三つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

平成 20 年 2 月 29 日 平成 19 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 20 年 3 月 31 日 平成 19 年度『教育センター紀要第 4 集』『教育センター相談部研究紀要第 4 号』及び『「郷土日野」指導事例第 3 集』を発行する。

平成 20 年 4 月 1 日 主任研究員を浮須勇人（教育部参事）が兼任する。

平成 20 年 5 月 20 日 平成 20 年度第 1 回運営審議会（委員長 亀井浩明 帝京大学名誉教授）を開催し事業計画及びその審議を行う。

平成 20 年 10 月 16 日 調査研究中間報告会を教育センター講堂で行う。

平成 21 年 2 月 19 日 平成 20 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

平成 21 年 2 月 27 日 平成 20 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 21 年 3 月 31 日 平成 20 年度『教育センター紀要第 5 集』『相談部研究紀要第 5 号』及び『「郷土日野」指導事例第 4 集』を刊行する。

平成 21 年 4 月 1 日 事務長 半田 実が定年退職し、下田 孝行（教育部主幹）が就任する。

平成 21 年 5 月 19 日 平成 21 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。

平成 21 年 10 月 22 日 平成 21 年度調査研究中間報告会を行う。

平成 22 年 2 月 23 日 平成 21 年度四つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

平成 22 年 2 月 26 日 平成 21 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 22 年 3 月 31 日 平成 21 年度『教育センター紀要第 6 集』『相談部研究紀要第 6 号』及び『「郷土日野」指導事例第 5 集』を刊行する。

平成 22 年 4 月 1 日 事務長下田孝行が定年退職し、渡辺秀樹（健康課副主幹）が就任する。

平成 22 年 5 月 20 日 平成 22 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。

平成 22 年 10 月 22 日 平成 22 年度調査研究中間報告会を行う。

平成 23 年 2 月 22 日 平成 22 年度二つの調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。

平成 23 年 2 月 28 日 平成 22 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。

平成 23 年 3 月 31 日 平成 22 年度『教育センター紀要第 7 集』『相談部研究紀要第 7 号』及び

| | |
|-------------------|--|
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 『「土日野」指導事例第 6 集』を刊行する。 加島俊雄教育部参与が第 2 代所長を兼任する。 主任研究員を大野正人（教育部指導担当参事）が兼任する。 |
| 平成 23 年 5 月 17 日 | 平成 23 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 23 年 10 月 27 日 | 平成 23 年度調査研究中間報告会を行う。 |
| 平成 24 年 2 月 20 日 | 平成 23 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 24 年 2 月 28 日 | 平成 23 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 24 年 3 月 31 日 | 平成 23 年度『教育センター紀要第 8 集』『相談部研究紀要第 8 集』及び『「郷 土日野」指導事例第 7 集』を刊行する。 |
| 平成 24 年 5 月 18 日 | 平成 24 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 25 年 2 月 20 日 | 平成 24 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 25 年 2 月 27 日 | 平成 24 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 25 年 3 月 31 日 | 平成 24 年度『教育センター紀要第 9 集』『相談部研究紀要第 9 集』及び『「郷 土日野」指導事例第 8 集』を刊行する。 |
| 平成 25 年 4 月 1 日 | 松澤茂久が第 3 代所長に就任する。 |
| 平成 25 年 5 月 17 日 | 平成 25 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 26 年 2 月 20 日 | 平成 25 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 26 年 2 月 27 日 | 平成 25 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 26 年 3 月 31 日 | 平成 25 年度『教育センター紀要第 10 集』『相談部研究紀要第 10 集』及び『「郷 土日野」指導事例第 9 集』を刊行する。 |
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 主任研究員を記野邦彦（教育部指導担当参事）が兼任する。 |
| 平成 26 年 5 月 16 日 | 平成 26 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 27 年 2 月 19 日 | 平成 26 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 27 年 2 月 27 日 | 平成 26 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 27 年 3 月 31 日 | 平成 26 年度『教育センター紀要第 11 集』及び『「郷土日野」指導事例第 10 集』を刊行する。 |
| 平成 27 年 4 月 1 日 | 事務長渡辺秀樹が定年退職し、阿井康之（公民館長）が就任する。 |
| 平成 27 年 5 月 15 日 | 平成 27 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 28 年 2 月 22 日 | 平成 27 年度活動報告・調査研究発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 28 年 2 月 24 日 | 平成 27 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 28 年 3 月 31 日 | 平成 27 年度『教育センター紀要第 12 集』及び『「郷土日野」指導事例第 11 集』を刊行する。 |
| 平成 28 年 5 月 25 日 | 平成 28 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 29 年 2 月 17 日 | 平成 28 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 29 年 2 月 21 日 | 平成 28 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 28 年度『教育センター紀要第 13 集』及び『「郷土日野」指導事例第 12 集』を刊行する。 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 主任研究員を宇山幸宏（教育部指導担当参事）が兼任する。 |
| 平成 29 年 5 月 24 日 | 第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 30 年 2 月 19 日 | 平成 29 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 30 年 2 月 23 日 | 平成 29 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 30 年 3 月 31 日 | 平成 29 年度『教育センター紀要第 14 集』及び『「郷土日野」指導事例第 13 集』を刊行する。 |
| 平成 30 年 4 月 1 日 | 正留久巳が第 4 代所長に就任。 |

| | | |
|---------|----------|--|
| 平成 30 年 | 5 月 23 日 | 平成 30 年度第 1 回運営審議会を開催し、事業計画及びその審議を行う。 |
| 平成 31 年 | 2 月 18 日 | 平成 30 年度調査研究事業発表会を教育センター講堂で行う。 |
| 平成 31 年 | 2 月 25 日 | 平成 30 年度第 2 回運営審議会を開催し、事業報告及び審議を行う。 |
| 平成 31 年 | 3 月 31 日 | 平成 30 年度『教育センター紀要第 15 集』及び『「歩こう 調べよう ふるさと七生」』学習指導資料を刊行する。 |
| 平成 31 年 | 4 月 1 日 | 主任研究員を谷川拓也（教育部指導担当参事）が兼任する。 事務長阿井康之が定年退職し、菅野雅巳（職員課主幹）が就任する。 |

V 条例・施行規則等

1 日野市立教育センター設置条例

(設置)

第1条 日野市における教育の充実及び振興を図るため地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)を設置する。

(名称及び設置)

第2条 教育センターの位置は、日野市程久保550番地とする。

(管理)

第3条 教育センターは、日野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(事業)

第4条 教育センターは次の事業を行う。

- (1) 幼児、児童及び生徒の教育についての調査研究並びに学校教育、社会教育及び家庭教育の連携に関すること。
- (2) 教育における専門的、技術的事項の調査研究及び普及に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (4) 不登校児童及び生徒に対する相談及び援助に関すること。
- (5) 教育の資料と情報の整備、保存及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。

(平成25条例36・一部改正)

(職員)

第5条 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 教育センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び1月28日から同月31日まで

(開館時間)

第7条 教育センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(運営審議会)

第8条 教育センターの運営について必要な事項を審議するため、日野市立教育センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の委員)

第9条 前条に規定する審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 教育行政機関関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育員委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者から選出された者の任期は、その在職期間とする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第11条 審議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、審議会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(招集)

第12条 審議会は、必要に応じて委員長が招集する。

(議決)

第13条 審議会は、委員の半数以上が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数をもってこれを議決する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、教育委員会が規則で定める日から施行する。(日野市立教職員研究室設置条例の一部改正)

2 日野市立教職員研究室条例(平成5年条例第22号)の一部を改正する。〔次のよう〕略
(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

付 則(平成19年条例第28号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 日野市立教育センター設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、日野市立教育センター設置条例(平成15年条例第46号)の施行について必要な事項を定める事を目的とする。

(職員)

第2条 日野市立教育センター(以下「教育センター」という。)に所長のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主任研究員 (2) 事務長 (3) 専門職員 (4) その他必要な職員

(所長の任務)

第3条 所長は、上司の命を受け、教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 所長は、次の事項を専決する。

(1) 教育センター運営の実施計画に関すること。

(2) 主任研究員及び事務長の出張、研修命令及び休暇に関すること。

(3) 教育センター全体に係わる定例的な事項に関する報告、公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

(主任研究員、事務長及び職員の任務)

第4条 主任研究員は、所長の命を受け、調査研究、研修及び相談業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 事務長は、所長の命を受け、教育センターの庶務事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主任研究員及び事務長の専決事項については、日野市教育委員会事務局事務決裁規程(平成

16年教育委員会規則第7号)第9条の規程を準用する。

4 専門職員その他の職員は、上司の命を受け、教育センターの事務に従事する。

(部及び事務分掌)

第5条 教育センターの部及び事務分掌は、次のとおりとする。

調査研究部

- (1) 学校制度及び学校経営の調査研究に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) ふるさと(郷土日野)教育の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (5) 教育資料の収集、提供及び教育広報に関すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、調査研究に関すること。

研修部

- (1) 学校教育職員の研修に関すること。
- (2) 社会教育者(地域リーダー)の研修に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、研修に関すること。

相談部

- (1) 学校生活への適応についての相談及び援助に関すること。

事務部

- (1) 教育センターの庶務に関すること。
- (2) 他の部に属さない事務に関すること。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 日野市わかば教室設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さまざまな要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒の社会的自立心の醸成並びに学習及び学校復帰等への支援をするために日野市わかば教室(以下単に「わかば教室」という。)を設置し、その管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 わかば教室は、次の事業を行う。

- (1) 一人ひとりの児童・生徒に応じた社会的体験や学習活動を支援し、精神的な安定、好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、望ましい生活習慣の確立を図る。
- (2) わかば教室に通室する児童・生徒の理解や対応のあり方について、学校及び保護者との相談を行う。
- (3) 学校、日野市発達・教育支援センター、その他関係機関との連携を図る。
- (4) その他教育長が必要と認める事業を行う。

(組織)

第3条 わかば教室は、日野市立教育センターが所管し、教員、指導員及びカウンセラーを置く。

(入室対象者)

第4条 入室対象者は、次の各号の要件をすべて満たす児童・生徒とする。

- (1) 市内在住で学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在籍している児童・生徒
- (2) 長期間の欠席状況又はその傾向にある児童・生徒
- (3) 保護者及び本人が入室を希望し、教育委員会がわかば教室への通室が適当と認めた児童・生徒

（開設日及び開設時間等）

第5条 開設日は月曜日から金曜日とし、開設時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日野市立教育センター所長（以下「センター所長」という。）が特に必要があると認めるときは開設日及び開設時間を変更することができる。

- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号）第4条第1項に定める日は、休業日とする。ただし、センター所長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

（通室）

第6条 通室方法や通室往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

（入室・退室手続き）

第7条 入室を希望する児童・生徒の保護者は、日野市わかば教室入室願（第1号様式）を在籍校の校長に提出する。

- 2 前項の規程による届出を受けた校長は、日野市わかば教室入室申請書（第2号様式）を教育委員会に提出する。
- 3 教育委員会は、入室の可否について、児童・生徒の在籍校の校長及びセンター所長と協議し決定する。
- 4 教育委員会が入室を許可した場合は、日野市わかば教室入室許可書（第3号様式）を児童・生徒の在籍校の校長に、日野市わかば教室入室決定通知書（第3号様式の2）を保護者に、日野市わかば教室入室許可書（第3号様式の3）をセンター所長に通知する。
- 5 保護者は、児童・生徒を退室させる場合は、在籍校の校長及びセンター所長と協議のうえ、日野市わかば教室退室願（第4号様式）を在籍校の校長に提出する。
- 6 前項の規定による退室願の提出を受けた校長は、日野市わかば教室退室申請書（第5号様式）を教育委員会に提出する。
- 7 教育委員会が退出を許可した場合は、日野市わかば教室退室許可書（第6号様式）を児童・生徒の在籍校の校長に、日野市わかば教室退室決定通知書（第6号様式の2）を保護者に、日野市わかば教室退室許可書（第6号様式の3）をセンター所長に通知する。

（学校との連携）

第8条 わかば教室は、通室している児童・生徒の態様に応じ、その支援のため、在籍校との密接な連携を行う。

- 2 センター所長は、通室している児童・生徒の各月の通室状況を日野市わかば教室通室状況報告書（第7号様式）により在籍校の校長に報告する。
- 3 在籍校の校長は、学校の教育計画や教育活動等をセンター所長に提出する。

（事故の対応）

第9条 わかば教室の管理下で通室している児童・生徒に事故が発生したときは、在籍校の校長はセンター所長からの事故報告に基づき、日野市立小・中学校児童・生徒においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費等災害共済給付の支給を申請する等必要な措置を講じ、日野市立小・中学校以外の学校の児童・生徒においては、在籍校の校長がセンター所長と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。

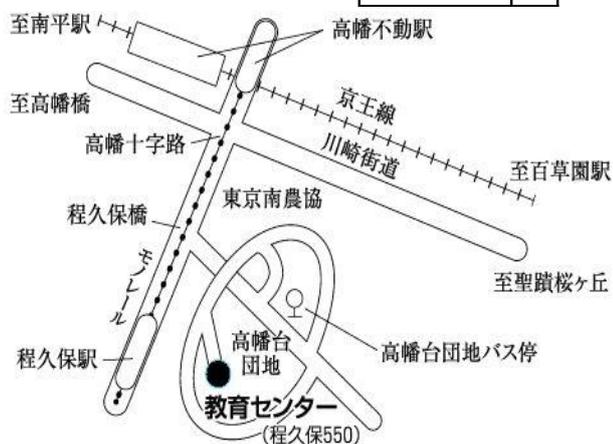
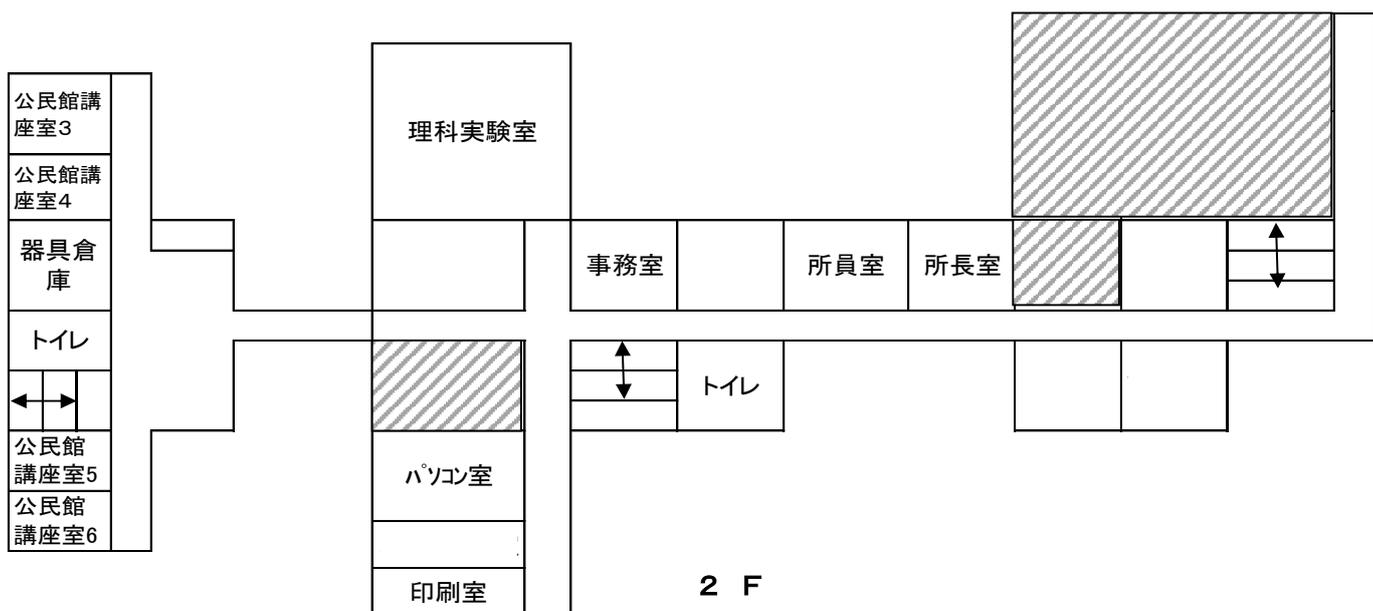
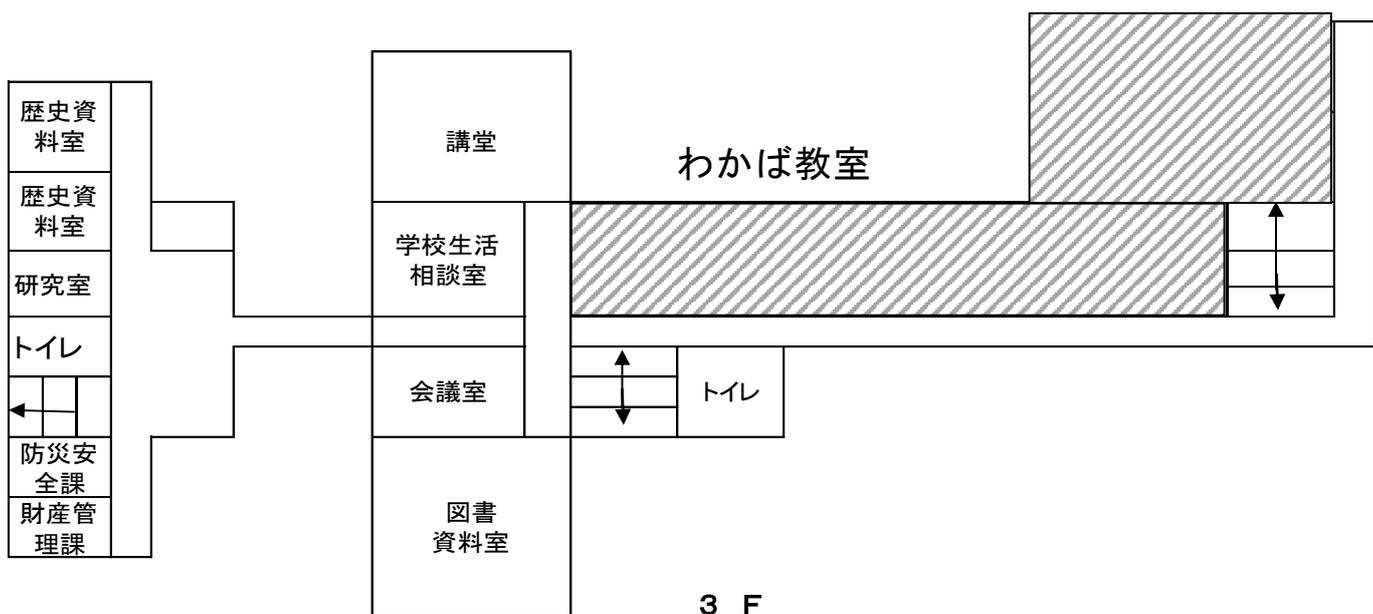
（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

VI 教育センター案内図



バス…高幡台団地下車 徒歩5分
 多摩都市モノレール…程久保駅 徒歩7分
 京王線…高幡不動駅 徒歩20分

【教育センター案内】

| | |
|--------|-------------------------------|
| 開館時間 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 休館日 | 土曜・日曜日、祝日、年末年始 |
| 場所 | 日野市程久保550 |
| | TEL 592-0505 FAX 592-1148 |
| 学校生活相談 | 毎週月曜日から金曜日 |
| わかば教室 | 午前9時から午後4時まで |
| | TEL 592-0863 FAX 042-592-1148 |